

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等(地方課)

身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(水産課)

土地収用法による土地の立入りの許可(管理課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

土地区画整理法による換地処分(〃)

◇ 選管告示
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇ 公安告示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更、並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による堀川土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(平成二年二月一日現在の地番による。)

西福原字堀川

西福原字北原堀川端ノ三 一、二八九の一、二八九の五、
一、二八九の六、一、二八九の九、一、二九七の一、一、二九七の
二、一、二九八、一、二九九、一、三〇二の一、一、三〇二の二、
一、三〇三の一、一、三〇三の二

西福原字堀川樋口一三六六の一から一三六六の八まで、一

三六八) 合併、一三六九) 合併、一三七〇、一三七三から
三六七)

<p>一三七五まで、一三七七の一、一三七七の二、一三七八、一三七九の一部、一三七九の一、一三八二から一三八五まで、一三八五の一、一三八六から一三九一まで、一三九一の一、一三九一の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>西福原字堀川堂ノ脇の全域</p> <p>西福原字堀川ノ三の全域</p> <p>西福原字堀川御建際のうち一四四九の四、一四四九の五、一四五〇の三、一四五二の六、一四五二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>西福原字堀川中一四五八の一から一四五八の三まで、一四五九から一四六二まで、一四六三の一から一四六三の四まで、一四六四の一から一四六四の五まで、一四六五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字堀川ノ口二九五五の一、二九五五の二、二九五六、二九五七、二九五八の一、二九五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字堀川中二九五九から二九六三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>一三七五まで、一三七七の一、一三七七の二、一三七八、一三七九の一部、一三七九の一、一三八二から一三八五まで、一三八五の一、一三八六から一三九一まで、一三九一の一、一三九一の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>西福原字堀川堂ノ脇の全域</p> <p>西福原字堀川ノ三の全域</p> <p>西福原字堀川御建際のうち一四四九の四、一四四九の五、一四五〇の三、一四五二の六、一四五二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>西福原字堀川中一四五八の一から一四五八の三まで、一四五九から一四六二まで、一四六三の一から一四六三の四まで、一四六四の一から一四六四の五まで、一四六五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字堀川ノ口二九五五の一、二九五五の二、二九五六、二九五七、二九五八の一、二九五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字堀川中二九五九から二九六三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>両三柳字上谷</p>	<p>両三柳字堀川七ツ道添二一六二から二一六四まで、二一六八、二一六九、二一七〇の一、二一七〇の二、二一七一から二一七三まで、二一七四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字治右衛門灘道東二一八九の三、二一九〇、二一九一、二一九二の一から二一九二の三まで、二二〇〇の二、二二〇一、二二〇二、二二〇三の一、二二〇三の二、二二〇四の一から二二〇四の三まで、二二〇五の一、二二〇五の二、二二〇六、二二〇七、二二〇八の一、二二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字治右衛門灘道西沖二二〇九の一、二二〇九の二、二二一〇の一、二二一〇の二、二二一一から二二一五まで、二二一六の一、二二一六の二、二二一七、二二一八の一から二二一八の三まで、二二一九の一、二二一九の二</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>両三柳字治右衛門灘道西二二四八の四の一部、二二四八の八、二二四九の一部、二二五〇の一から二二五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>両三柳字治右衛門道西二九三三の一から二九三三の八まで、二九三四の一から二九三四の三まで、二九三五の一、二九三五の三、二九三五の四、二九三五の六から二九三五の九まで、二九三六、二九三七の一、二九三九、二九四〇、二九四一の一、二九四一の二</p> <p>両三柳字堀川ノ口のうち二九五五の一、二九五五の二、二九五六、二九五七、二九五八の一、二九五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>両三柳字堀川中のうち二九五九から二九六三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九六二、二九六三、二九六四の一、二九六四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>西福原字北原堀川端ノ三</p>	<p>同上の区域（平成二年二月一日現在の地番による。）</p> <p>西福原字北原堀川端ノ三のうち二二八九の一、二二八九の五、二二八九の六、二二八九の九、二二九七の一、二二九七の二、二二九八、二二九九、一三〇二の一、一三〇二の二、一三〇三の一、一三〇三の二以外の区域</p>
<p>西福原字堀川樋</p>	<p>西福原字堀川樋口のうち一三六六の一から一三六六の八まで、一三六七（合併、一三六八）合併、一三七〇、一三七三から一三七五まで、一三七七の一、一三七七の二、一三七八、一三七九の一部、一三七九の一、一三八二から一三八五まで、一三八五の一、一三八六から一三九一まで、一三九一の一、一三九一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

西福原字堀川御建際	西福原字堀川御建際一四四九の四、一四四九の五、一四五〇の三、一四五二の六、一四五二の七及びこれらと一体をなす国有地
西福原字堀川中	西福原字堀川中のうち一四五八の二から一四五八の三まで、一四九四から一四六二まで、一四六三の二から一四六三の四まで、一四六四の二から一四六四の五まで、一四六五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
両三柳字堀川七ツ道添	両三柳字堀川七ツ道添のうち二一六二から二一六四まで、二一六八、二一六九、二一七〇の二、二一七〇の三、二一七一から二一七三まで、二一七四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
両三柳字治右衛門灘道東	両三柳字治右衛門灘道東のうち二一八九の三、二一九〇、二一九一、二一九二の二から二一九二の三まで、二二〇〇の二、二二〇一、二二〇二、二二〇三の二、二二〇三の三、二二〇四の二から二二〇四の三まで、二二〇五の二、二二〇五の三、二二〇六、二二〇七、二二〇八の二、二二〇八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
両三柳字治右衛門灘道西沖	両三柳字治右衛門灘道西沖のうち二二〇九の二、二二〇九の三、二二一〇の二、二二一〇の三、二二一一の二から二二一五まで、二二一六の二、二二一六の三、二二一七、二二一八の二から二二一八の三まで、二二一九の二、二二一九の三以外の区域
両三柳字治右衛門灘道西	両三柳字治右衛門灘道西のうち二二四八の四の一部、二二四八の八、二二四九の一部、二二五〇の二から二二五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

両三柳字治右衛門道西	両三柳字治右衛門道西のうち二九三三の二から二九三三の八まで、二九三四の二から二九三四の三まで、二九三五の二、二九三五の三、二九三五の四、二九三五の五から二九三五の九まで、二九三六、二九三七の二、二九三九、二九四〇、二九四一の二、二九四一の三以外の区域
両三柳字堀川	両三柳字堀川の全域 両三柳字堀川中二九六二、二九六三、二九六四の二、二九六四の三と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	西福原字堀川堂ノ脇、西福原字堀川ノ三、両三柳字堀川ノ口、両三柳字堀川中
<p>鳥取県告示第七百八十九号</p> <p>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。</p> <p>平成二年十月二日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
診療科目	整形外科 整形外科 整形外科 整形外科
診断に係る障害の範囲	肢体不自由
氏名	宮本 裕
勤務先	倉吉市山根四三 医療法人仁厚会倉吉病院

内 小児科	消化器科	外科	神経内科	整形外科	脳神経外科	内科	外科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	外科
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	腎臓機能障害	ぼうこう、直腸機能障害	ぼうこう、直腸機能障害	ぼうこう、直腸機能障害	ぼうこう、直腸機能障害	ぼうこう、直腸機能障害	ぼうこう、直腸機能障害
寺岡均	寺岡均	応儀成二	井上一彦	福島明	金澤泰久	中岡明久	池田芳明	早田俊司	中村勇夫	渡部信之	菅沢章	菅沢章
鳥取市吉岡温泉町一三五―三 寺岡医院	鳥取市西町三六一―一 米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院	米子市皆生新田一丁目八―一 山陰労災病院	日野郡日南町生山五一―一 日南町国民健康保険日南病院	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一―一 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 前田 芳 孝 八頭郡佐治村大字津無八四

平成元年三月三十一日退任

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

西尾文雄 六六

前田寛文 一〇八

下石 讓 大字畑二三八

西尾明敏 大字加瀬木一三四〇

小谷 拓 大字津無四三三

監事 中谷庄治 八頭郡佐治村大字高山六一

西尾隆之 大字津無四七九

山下 篤 二五三

平成二年六月二十八日退任

就任した役員の名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

西尾文雄 六六

前田寛文 一〇八

小谷俊一朗 大字加瀬木三八九

西尾明敏 一三四〇

西尾隆之 大字津無四七九
 " 下石 讓 " 大字畑二三八
 監事 中谷 庄治 八頭郡佐治村大字高山六一
 " 西尾 洋一郎 " 大字津無四五四
 " 谷上 正樹 " 大字余戸三九九
 平成二年六月二十一日就任 任期三年

鳥取県告示第七百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森田 潔 西伯郡大山町国信三四三
 " 堤嶋 明 " 三八五一一
 " 堀 利起夫 " 三六四
 " 林原 隆英 " 末吉五八八
 " 林原 四郎 " 四七一
 " 車 和則 " 末長四七一
 " 金川 伸太郎 " 稲光四六

就任した役員の氏名及び住所

入江 博 上万五六九一一
 谷野 昭夫 " 四四一
 諸遊 皎 " 五九四
 諸遊 忠春 " 一〇
 船原 典 " 上野二一九
 " 国野 祐一 " 一〇八一二
 " 角田 弘人 " 福尾二八五
 " 福留 叢 " 五五三
 監事 青木 隆介 西伯郡大山町国信九六六
 " 山根 準一 " 上万四七一
 " 金田 壽 " 福尾二八一
 平成二年九月九日退任

理事 森田 潔 西伯郡大山町国信三四三
 " 堤嶋 明 " 三八五一一
 " 堀 利起夫 " 三六四
 " 林原 隆英 " 末吉五八八
 " 林原 四郎 " 四七一
 " 本田 隆敏 " 五四五
 " 車 和則 " 末長四七一
 " 金川 伸太郎 " 稲光四六
 " 入江 博 " 上万五六九一一
 " 谷野 昭夫 " 四四一

諸遊	岐	五九四
山根完一	〃	四三一
船原典	〃	上野二一九
国野祐一	〃	一〇八一二
角田弘人	〃	福尾二八五
福留 齐	〃	五一五一一
青木隆介	西伯郡大山町国信九六六	
山根 準一	〃	上万四七一
福留 章	〃	福尾四九八

平成二年九月十日就任 任期四年

鳥取県告示第七百九十二号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北尾地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十三号

日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（津地）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成二年十月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十四号

江府町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業大河原地
区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した
で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧
に供する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字山天神河内二三七八の二（次の図に示す部分
に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基

つき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 二百七	生産事業者の氏名 武田 貢	生産事業者の住所 八頭郡智頭町大字芦津二四三	生産事業の内容 穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	事業所の名称 武田苗畑	事業所の所在地 八頭郡智頭町大字芦津
-------------	------------------	---------------------------	--	----------------	-----------------------

鳥取県告示第七百九十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて、発起人になるうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人になるうとする者の住所及び氏名 境港市中野町 景山 一夫 境港市上道町 有限会社高見漁業	加入区 漁業の区分 場 所 期 間
加入区 境港加 入区	機船船びき網 弓浜漁業 協同組合 二日から十月 十七日まで
漁業	協同組合 弓浜漁業 協同組合
有限会社高見漁業	協同組合

鳥取県告示第七百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
羽合変電所新設工事
立ち入るうとする土地の区域
- 三 東伯郡羽合町大字田後並びに大字長瀬

四 立ち入ろうとする期間

平成二年十月二日から平成三年三月三十一日まで

鳥取県告示第七百九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 茂串 俊

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 福永昌徳

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

第一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第二二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

第三工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

変更後

第三一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

日まで

第三二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成四年三月三十一日まで

日まで

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

第六一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

第六二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

第七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第八工区

四 施行地区の区域

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字堀覆平、字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字堀覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、字元結堤下及び字元結堤下夕、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎谷、字献上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字私都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷、海蔵寺字池ノ谷並びに若葉台南七丁目の各一部

第一工区

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現、字宮ヶ鼻、字袋谷及び元結谷丸山の各一部

第二一工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷及び字元結口の各一部

第二二工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷、字元結口及び字奥袋谷の各一部

第三工区

変更前

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字奥袋谷並びに生山字長谷の各一部
変更後

第三一工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字奥袋谷並びに生山字長谷の各一部

第三二工区

鳥取市香取字袋谷及び生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字堀覆平、字堀覆谷及び字大堤の各全部並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷字細谷、字治郎谷、字献上谷、字本谷口、字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字大休ミ並びに香取字袋谷及び字元結口の各一部

第五工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部並びに生山字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休ミ、字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第六一工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷の各一部

第六十二工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨樋谷及び字新前田並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第七工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目の各一部

第八工区

鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び字元結西側の各一部

五 事務所所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成二年十月一日

鳥取県告示第八百号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市堀川土地区画整理組合から米子市堀川土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、一八二

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五三、〇二七
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三三、八三四
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、三八五
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、七二七
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、二七九
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八六三
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、二二六
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇四〇
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六六二
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、四八二
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、五三三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十月二日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機		エキサイト麻雀三A	株式会社ニューギン
		エキサイト麻雀五A	
		エキサイト麻雀六A	
		エキサイトマジックA	
		エキサイトマジック二A	
		ロードダンサー五	
		ロードダンサー	
		サンフラワー五	
		さめざんす五A	
		シーガー	
ファラオ			
アメリカンドリームP一			
ラブリーエンジェル			
ルミナス	株式会社大同		
ファイバースピリット			

アレンジボール遊技機															
ユニオン	アップルマンPI	サンマリノ	スカイホークI	パクパク	ワーク	Wチャンス	アップルマン	ダイナスター	デイトナ	プロトン	ミラクル七PⅢ	ルーキーシグマPーII	リボルバーII	名人会I	タコヤキ
株式会社藤商事											株式会社ソフィア	株式会社三共			

	回胴式遊技機 サファリラリー 株式会社エーアイ
--	---------------------------------------